

入札説明書

国立療養所栗生楽泉園道路融雪整備その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成24年12月7日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 国立療養所栗生楽泉園事務部長 千葉 晃一

3 工事概要

(1) 工事名 国立療養所栗生楽泉園道路融雪整備その他工事

(2) 工事場所 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

(3) 工事内容 道路融雪装置の新設（面積約840㎡）

ボイラー棟の新築（面積約15㎡ 3棟）

事務本館ほか8棟の屋上防水工事（改修面積約3,600㎡）

(4) 工期 契約締結日の翌日から平成25年3月19日まで

(5) 工事種目 建築一式

(6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、提出資料、入札等を電子入札システムで行う。ただし、以下の点に留意すること。

① 当初より、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

② 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

③ 以下、本説明において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、全て**上記の発注者の承諾**を前提として行われるものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 厚生労働省（関東・甲信越ブロック）「建築一式」において「A、B、C又はD等級」の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東・甲信越ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成9年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。)
- (ア) 建物用途 病院、宿泊施設のある福祉施設又は集合住宅
- (イ) 建物構造 延べ面積300㎡以上の屋上防水工事の経験を有するものであること。
- (ウ) 工事種目 建築一式
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が1級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。
- ② (4)に掲げる完成した工事の経験を有する者であること(品質証明員としての経験は除く。)(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。)ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
- ③ 監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料受付日以前に3ヶ月以上あること。
- ④ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
 - ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省医政局国立病院課長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成21年4月1日医政医療発第0401032号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が

更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 群馬県内、埼玉県内、長野県内、東京都内、栃木県内、新潟県内に建設工事に係る許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 設計業務の受託者等

(1) 4(8)の「3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

東京都中央区新川1丁目2番目12号

株式会社 山下テクノス 電話 03-5541-6211

(2) 4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。

① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6 担当部局

〒377-1711 (住所) 群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647

国立療養所栗生楽泉園

会計課 施設管理班 施設管理係

電話：0279-89-7050(直通)

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書、資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書、資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：電子入札により提出する場合は、持参の場合も同じく、平成24年

12月10日（月）から平成24年12月21日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日とする。

② 提出場所：上記6に同じ。

③ 提出方法：申請書、資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。但し、持参の場合は②の場所に提出。郵送は、書留郵便（速達）で6宛に提出すること。電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

④ ファイル形式：電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

Word、エクセル、PDFファイル

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、平成9年度以降に、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績

4（4）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4（5）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を別記様式3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他仕事の従事状況等を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、取下げの申請は書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止等の措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書の写し

①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（表鑑で可）を提出すること。但し、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書、資料及び提案書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成24年12月25日（火）までに電子入札システムで通知する。（但し、書面により提出した場合は、書面で通知する。）通知において、技術提案による施工計画の提出者については、技術提案に基づく入札の可否についても

併せて通知する。この際、否とした場合には、理由を付して通知する。

(5) 設計図書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間：平成24年12月27日（木）の9時から17時まで。
- ② 場所：6に同じ。
- ③ 交付に当たっては、実費を徴収するものとする。なお、配布は競争参加資格があることを確認された者を対象とし、支出負担行為担当官からの競争参加資格確認通知書の写しを持参すること。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
6に同じ。
- ⑥ 電子入札システムにより申請書及び資料の提出をする場合は、配布された様式（FD）【Word、エクセル、PDFで保存】で作成を行うものとし、複数の申請書類は1つのファイルにまとめ、ファイル要領は1MB以内で作成を行う。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けるか又はコピーを平成24年12月21日（金）までに郵送すること。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：平成24年12月26日（水）17時。
- ② 提出場所：6に同じ。
- ③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。但し、書面を持参することにより提出することもできるが、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成24年12月28日（金）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面持参による説明要求の場合は、紙）により回答する。

(3) 支出負担行為担当官からの理由等の説明に不服がある者は、(2)の書面を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省医政局国立病院課長に対し再苦情の申立てを行うことができる。再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う。

① 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間：6に同じ。土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：6に同じ。

9 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 受領期間：平成24年12月10日(木)から平成25年1月11日(金)まで。持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 提出場所：6に同じ。

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、書面を持参し、又は郵送(書留郵便に限る。)することにより提出することもできる。電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答する。また、次のとおり閲覧に供する。

① 期間：平成24年12月10日(月)から平成25年1月11日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

② 場所：6に同じ。

10 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。

① 電子入札システムによる入札の締め切りは、平成25年1月22日(火)17時。

② 紙により持参する場合は、平成25年1月23日(水)13時。

開札は、平成25年1月23日(水)13時15分

(2) 場 所：国立療養所栗生楽泉園 事務本館 会議室において行う。

(3) その他：競争入札の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、電子入札の場合は、当該通知書は不要。

11 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参することもできる。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 電子入札システムで落札者がいないときの随意契約(以下「不落随契」という。)に移行する場合の意向確認は以下による。

- ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
- ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
- ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。

1.2 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（かし担保保証特約を付したものに限り。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。

1.3 工事内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した当該工事費内訳書の提出を求める。

工事費内訳書の内容は、「積算数量参考書」を参考に工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する金額を表示したもの（配布された様式）とする。

なお、「積算数量参考書」は予定価格の基となる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなど加工・編集を施したものを提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書ではなく、参考資料（参考数量）として取り扱うこととし、請負契約上の権利、義務を生じさせるものではない。また、「積算数量参考書」に記載されている数量そのものの差異等に係わる質問については、入札説明書に対する質問と区別し、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す数量算出書等の根拠資料等も合わせて提出すること。

- (2) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。また、契約担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が未提出又は不備がある場合は、原則として当該入札者の入札を無効とする。

1.4 開札

紙入札方式による場合は入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

1.5 入札の無効

- (1) 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者、4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (2) 談合が認められた場合の入札は無効とし、落札の場合は取り消すことがある。

1.6 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1 7 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、実際の工事にあたって請負者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者（以下「技術者」という。）を変更できるものとする。

イ) 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。

ロ) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。

ハ) 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。

ニ) 上記ハ) において途中交代を認める際の現場対応・

- ・交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。

- ・技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。

- ・工事期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認めるものとする。

1 8 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

1 9 支払条件

前払金……請負代金の40%以内

完成払

2 0 火災保険付保の要否 要。

2 1 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

2 2 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、厚生労働省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、中央監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、6. に同じ。

2 3 関連情報を入手するための照会窓口

6 に同じ。

2.4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (5) 電子入札システムのホームページアドレスは下記のとおりとする。
ホームページアドレス <http://www.ebid.mhlw.go.jp/>
- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時から17時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札システムホームページの「お知らせ」で公開する。
- (7) システムの操作マニュアルは、電子入札システムホームページの「操作マニュアル」を参照すること。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - 電子入札システムヘルプデスク TEL 03-5437-0732
 - 但し、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、6へ連絡すること。
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加出来なくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
 - 競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
 - 競争参加資格確認申請書受付票
 - 競争参加資格確認通知書
 - 辞退届受付票
 - 日時変更通知書
 - 入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
 - 入札書受付票
 - 入札締切通知書
 - 再入札通知書
 - 再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）
 - 落札者決定通知書
 - 決定通知書
 - 保留通知書
 - 取止め通知書
- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時につ

いては、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30～40分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (11) その他詳細不明の点についての照会先
6に同じ。